

後期高齢者医療制度案内

後期高齢者医療制度の 被保険者証(保険証) を郵送します

7月末日までに簡易書留で郵送します

有効期間は令和6年8月1日～令和7年7月31日までの1年間です。

※後期高齢者医療保険料に未納がある場合は、新しい保険証の有効期間が短くなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

今年の保険証は
“えんじ色”です

医療費の自己負担について

医療費の自己負担割合について

医療機関窓口における負担割合は原則1割ですが、一定以上の所得のある被保険者およびその被保険者と同一世帯にいる被保険者は、現役並み所得者(負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

医療費の自己負担限度額について

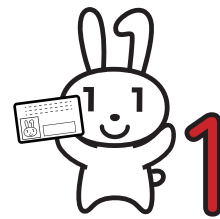
医療機関窓口での一部負担金の支払いには、上限があります(自己負担限度額)。

限度額適用認定証(水色)・限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)を申請し、医療機関に提示すると、支払いを自己負担限度額までとすることができます。

※詳しくは、保険証に同封するパンフレット「後期高齢者医療被保険者証(保険証)の交付について」をご覧ください。

～ ぜひご活用ください ～

マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、事前申請・限度額認定証不要で自己負担限度額までの支払いとすることができます。



令和6年度の保険料について

後期高齢者医療保険料は、前年の所得に基づき計算され、7月に決定します。

普通徴収(納付書または口座振替)の方は、7月中旬に納入通知書を送付します。

保険料の納め方

★年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則として年金から天引きされます。(2か月ごとの徴収)

※届出により、口座振替に変更できます。

★口座振替や納付書による納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方や、年度途中で資格を取得した方等は、口座振替や納付書により納付してください。(納付書は7月中旬に年間分を送付)

※これまで国民健康保険税を口座振替にしていた方も、改めて口座振替の手続きが必要です。